

## 30 土砂災害防止対策の充実について

(国土交通省関係)

### 要望内容

- 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進
- 2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の円滑な実施

### (要 旨)

#### 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

本市では、過去から多くの大規模な土砂災害が発生していますが、整備を必要とする危険箇所が数多く集中しているため、その整備水準はいまだ低い状況にあります。

国におかれましては、平成 11 年 6 月の豪雨による土砂災害を契機に「広島西部山系直轄砂防事業」として、また、平成 26 年 8 月の豪雨による土砂災害についても、同事業として本年 3 月までに緊急事業等による砂防堰堤が完成するなど、着実に整備していただいております。

こうした中、平成 30 年 7 月の豪雨による土砂災害において甚大な被害を受けたことから、「広島西部山系直轄砂防事業」に加え、「安芸南部山系直轄砂防事業」として砂防堰堤の整備を進めさせていただいております。

本市としても、今後とも、流路となる普通河川改修等に国と一体となって鋭意取り組むとともに、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備などをソフト対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

つきましては、広島西部山系及び安芸南部山系は、従来より砂防施設の整備を待たれている地区が多いことに鑑み、再度の災害防止のための砂防施設の整備を始め、両直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

## 2 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

### (土砂災害防止法)」の円滑な実施

土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、県において区域指定のための基礎調査を行った上で、指定されてきました。

こうした中、平成 26 年 8 月 20 日の豪雨により本市で発生した土砂災害等を踏まえ、改正土砂災害防止法が同年 11 月 12 日に成立し、県には、基礎調査結果の公表や土砂災害警戒情報の市町村への通知等とともに、おおむね 5 年以内に基礎調査が完了するよう努めることが義務付けられたことから、広島県では区域指定に向けた取組が進められ、本年 3 月に本市域を含む全ての区域の指定を完了しています。

同法の施行に当たり、本市では広報紙等により住民へ十分な周知を図るとともに、土砂災害特別警戒区域に指定された地区の住宅の移転・改修を支援するなど、人的被害を回避するための土砂災害防止対策を、引き続き、進めたいと考えております。

つきましては、同法の円滑な実施と土砂災害の防止を図るため、移転者等に対する支援措置について制度の充実を図るとともに、不動産取得税の減免措置など税制上の支援措置についても、格別の御配慮をお願いいたします。

## (参考)

### 1 広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進について

事業主体	国（国土交通省）		
事業名	広島西部山系直轄砂防事業		安芸南部山系直轄砂防事業
事業期間	平成 13 年度～		平成 30 年度～
事業内容	土砂災害防止施設の整備		
関係市町	広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部），廿日市市、大竹市		広島市（安芸区一部），吳市，坂町
事業費	令和元 年度まで	約 743 億円	約 77 億円
	令和 2 年度	約 41 億円	約 24 億円

### 2 位置図



## 2 要望する土砂災害特別警戒区域における税財政上の支援措置について

### (1) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の融資（地すべり等関連住宅融資）の充実（融資条件の緩和、利率の引下げ）

#### ◎ 現行制度

[地すべり等関連住宅融資]	[融資条件]
移転勧告を受けた者に対し、一般融資に比べ低利で融資	① 市長の証明書、勧告書の写し ② 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から2年以内の申し込み ③ 居住室、台所、トイレが備えられている住宅など 【令和2年7月1日から7月31日までに融資の申込をされた方の適用利率 年0.44%】

### (2) 住宅・建築物安全ストック形成事業（かけ地近接等危険住宅移転事業、住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業）の充実（補助対象の充実、国補助率（1/2）の引き上げ）

#### ◎ 現行制度

1 かけ地近接等危険住宅移転事業	[補助対象限度額]
かけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援	① 除却等費 97万5千円／戸 ② 建物助成費(借入金利子に相当する費用) 建物 465万円／戸 土地 206万円／戸 敷地造成 60万8千円／戸 計 731万8千円／戸
2 住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業	① 補助率：改修工事費の23% ② 補助対象限度額（改修工事費の上限）336万円 ③ 補助限度額 77万2千円

### (3) 不動産取得税の減免措置の復活

[不動産取得税の減免期間]	[地方税法]
・平成16年度創設 ・平成22年3月31日时限立法により廃止	(不動産取得税の課税標準の特例) 附則第11条第19項 [控除] 不動産取得税の課税標準を1/5控除

### (4) 土地建物を売却した場合の譲渡所得に対する特別控除の創設

所得税法の特別控除適用外譲渡所得に対する特別控除の創設
〔参考〕（所得税法第58条） 同一年内に譲渡する前の資産と規模、用途がほぼ同じくする資産を取得した場合には所得はなかったものとして扱う。